



環第1260号

令和8年2月16日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 齋藤尚子



(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について

(答申)

令和7年10月2日付け環第750号で当委員会に諮問のありましたこのことについては、別紙のとおり答申します。

(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見(答申) (株式会社ユーラスエナジーホールディングス)

千葉県環境影響評価委員会は、(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、山武市、九十九里町及び横芝光町の沖合約9.4km以遠の約3,700haの一般海域に、単機出力12,000kW～22,000kWの風力発電設備を最大35基設置し、最大で総出力450,000kWの洋上風力発電所を設置するものである。本事業の実施により、地域の活性化に寄与することやクリーンエネルギーを供給することで地球環境保全に貢献するものとされている。

対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)及びその周辺は、既存の調査結果によると、アホウドリ類、ウミスズメ類等の希少鳥類のほか、スナメリの生息やアカウミガメの産卵が確認されているなど、海域生物等が生息又は生育する重要な海域となっている。また、県立九十九里自然公園に指定されている九十九里浜からは、事業区域及びその周辺を含め広く太平洋を眺望することができる。

なお、事業区域のうち発電設備の設置が予定されている海域は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域への指定に向けた手続きが行われている。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価を適切に実施するとともに当該事業による環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 事業計画

(1) 風力発電設備の配置計画及び工事計画等

ア 風力発電設備の諸元、基礎構造等や配置計画、工事期間及び工程などの工事計画の詳細を明らかにした上で、国内で先行する事例を十分に把握し、適切に環境影響評価を実施すること。

イ 風力発電設備の規模、配置、基礎構造及び工法の検討に当たっては、最新の知見・事例等の収集を適切に行い、環境影響評価の項目ごとに環境影響の重大性の程度を整理すること。また、準備書において検討経緯及び結果を明らかにすること。

ウ 九十九里沖に加え、既に銚子市沖やいすみ市沖においても洋上風力発電設備の設置が計画されており、鳥類や海棲哺乳類等への累積的な影響が懸念されることから、環境影響評価図書等の公開資料の収集や他事業者との情報共有に努めるとともに、累積的な影響を回避又は低減するように風力発電設備の配置を検討すること。

(2) 海底ケーブルの敷設計画

風力発電設備間や陸揚げ箇所までの海底ケーブルについて、海域生物の生息・生育状況のほか、地形及び地質の状況を詳細に把握した上で、海域生物並びに地形及び地質への影響をできる限り回避又は低減する敷設ルートの設定や工法の採用を行うこと。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般的事項

風力発電設備については、景観と調和した色彩や質感とする場合にはバードストライクの発生に及ぼす影響が懸念されるなど、複数の評価項目で同時に最良の環境保全措置を講ずることが困難なおそれがあることから、これらの相反する関係を整理した上で予測及び評価を行い、適切な措置を検討すること。

(2) 騒音（低周波音を含む）

施設の稼働による騒音について、影響が極めて小さいことが明らかであることを理由に環境影響評価項目として選定していないが、風車騒音は振幅の変調があり、わずらわしさ（アノイアンス）が高い等の特殊性があることや、大型の風車の影響に関する知見が集積途上であることを踏まえ、国内外の知見を収集し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。なお、選定した際は、20から100ヘルツの低周波音を含め、風力発電設備から発生する音の周波数帯に係る情報を適切に把握すること。

(3) 鳥類及びコウモリ類

ア 事業区域及びその周辺では、希少鳥類及び渡り鳥が確認されており、「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）」（2018年3月国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）では、風力発電設備付近を避けて飛翔する傾向があるとされていることから、複数の風力発電設備が設置された場合に生息環境への影響が懸念される。このため、最新の知見・事例等の収集を行った上で、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

イ バードストライクに係る調査、予測及び評価の実施に当たっては、最新の知見・事例等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて適切に行うこと。その際、種ごとの行動特性や漁場に集まる習性を踏まえるとともに、季節、時間帯及び天候を考慮すること。以上の結果を踏まえて、環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

ウ コウモリ類について、事業区域を飛翔することによるバットストライクの発生が予測されていることから、最新の知見・事例等の収集を行ったうえで、専門家等の助言を受けて適切に環境影響評価を行い、影響をできる限り回避又は低減すること。

エ 渡り鳥の多くは夜間に渡りを行っていることから、渡り鳥の飛翔状況を適切に把握するため、レーダー調査の実施を検討すること。

(4) 海域生物（動物）

ア 事業区域及びその周辺はウミガメ類の生息環境として重要な地域であることから、最新の生息状況を把握している専門家からヒアリングを行うことなどにより、適切に環境影響評価を行い、影響をできる限り回避又は低減すること。

イ 風力発電設備の配置及び基礎工事に係る工法を明らかにした上で、既存文献等を基に、水中騒音の伝播の程度を確認し、基礎工事がスナメリ等の海棲哺乳類に影響する範囲を把握すること。また、その結果を踏まえ、海棲哺乳類の調査、予測及び評価を行うべき範囲を決定した上で、適切に環境影響評価を行い、影響をできる限り回避又は低減すること。

(5) 海域生物（植物）

既存の調査結果によると、九十九里浜から沖合にかけて砂が広く分布するとともに、事業区域の海底には、水深25m前後に岩が分布するとされており、海域生物の重要な生息地である藻場が発達している可能性があることから、事業区域及びその周辺に生育する植物の分布及び生育状況について可能な限り面的に把握できる手法により調査を行うこと。

(6) 景観

調査、予測及び評価の実施に当たっては、季節、時間帯、天候並びに風力発電設備の高さ、配置、基数、ローター直径に加えて、向きや回転時の見え方が変化することにも留意すること。また、その結果を踏まえて主要な眺望点からの離隔の確保や配置等の環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

<留意事項>

環境影響評価制度に基づく事項のほか、以下の事項について留意する必要がある。

- 1 水溶性天然ガスの埋蔵量が国内最大級の南関東ガス田が事業区域周辺の海域に広がっている可能性があることから、天然ガス湧出による事故が発生しないよう工事の設計・施工を行うこと。
- 2 風力発電設備及び附帯設備の設置に当たっては、地震及び津波のほか、過去の観測記録を上回るような最近の気象現象を考慮し、安全性を十分に確保するよう努めること。

【参考】 審議経緯

| | |
|------------|-------|
| 令和7年10月 2日 | 諮問 |
| 令和7年10月17日 | 審議 |
| 令和7年12月19日 | 審議 |
| 令和8年 1月16日 | 答申案審議 |